

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和5年6月15日	有限会社大財タクシー(法人番号9300002000117)代表者小部信吾	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年6月9日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)苦情処理の記録の記載事項不備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)、(2)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0
	佐賀県佐賀市大財4丁目1番地54号	佐賀県佐賀市大財4丁目1番地54号							
令和5年6月26日	相生タクシー有限会社(法人番号2290802013243)代表者石橋孝三	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年6月14日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0
	福岡県北九州市八幡西区森下町11番地3	福岡県北九州市八幡西区森下町11番地3							
令和5年6月26日	産業タクシー株式会社(法人番号4290801011378)代表者藤野秀之	若松営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年6月19日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0
	福岡県中間市長津3丁目21番13号	福岡県北九州市若松区南二島2丁目18番3号							
令和5年6月30日	株式会社オファサポート(法人番号1350001005482)代表者服部幸雄	本社営業所	文書警告 文書勧告	道路運送法第27条第3項	令和5年1月10日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)新任運転者に対する指導監督違反(運輸規則第36条第2項)、(5)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)	0	0	0	0
	宮崎県宮崎市島之内3535番地2	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1020							